

2019年12月18日

Japan tax alert

EY税理士法人

日米貿易協定、日米デジタル 貿易協定が発効へ 企業に求められる早急な準備

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

エグゼクティブサマリー

2019年12月4日に日本の国会にて日米貿易協定とデジタル貿易協定が承認されました。日本側の国内手続きが完了することにより、日米間において2020年1月1日に日米貿易協定、デジタル貿易協定が発効する見通しとなりました。米国のTPP離脱後に日米間で結ぶ協定であり、世界のGDPの3割を占める両国間の貿易協定となります。ただし、協定上対象の品目については日米ともに、すべての品目のうちの一部にとどまっているため、その経済効果については限定的なものといえます。

日米貿易協定において、日本への輸入については協定上2020年1月1日より、協定上挙げられている物品につき関税即時撤廃及び段階的引き下げが行われ、2020年4月1日に協定上の翌年として関税引き下げが行われ、次年度以降も同様となっていきます（米国への輸入については2020年1月1日の関税即時撤廃及び引下げ以降は、その翌年の同日に関税引下げが行われます）。

また、貿易協定その他、日米間のデジタル貿易についての枠組みも整うことにより、両国間の貿易が促進されることとなります。

品目の税率について

日本と米国それぞれ関税撤廃・引き下げする品目について確認させていただきます。

(1)日本への輸入

日米貿易協定においては、農産品に係る日本側の関税について、TPPの範囲内となるよう税率が設定されており(牛肉、豚肉、ホエイ、チーズなど)、コメは本協定から除外されました。

日米貿易協定にて取り決められた関税率について、即時撤廃のものもありますが、ほとんどは段階的関税撤廃・引き下げとなっています。ただし、特定の農産品(牛肉、豚肉、ホエイなど)については、一定の発動水準はセーフガード措置をとることが可能となっています。

また、化学製品についても関税引き下げされていますが、鉄鋼製品、卑金属製品など有税工業品については、関税引下げとはなっていません。

(2)米国への輸入

日本からの米国の乗用自動車の輸入については、協定上関税引下げは行われておらず、現状のMFN関税2.5%のままとなっています。ただし、自動車・自動車部品について、米国譲許表に更なる交渉による関税撤廃の取り組みがされることが明記されており、今後の交渉が待たれるところです。自動車・自動車部品について関税引下げ、撤廃となった場合、米国への輸出額として割合が大きいため、その影響も大きくなります。また、日米首脳間の確認により、協定上日米貿易協定の履行中は米国通商拡大法232条の自動車・自動車部品への追加関税がされないとされていますが、これについても今後の動向に注目すべき事項となります。

日本が米国に輸出するその他工業製品では、一部の品目について関税が撤廃・引き下げされることとなります。高性能機械・部品(マシニングセンタ、工具、旋盤、鍛造機等)、日本企業米国現地事業が必要とするエアコン部品・鉄道部品、先端技術の品目(3Dプリンタ)、カラーテレビなどが関税引下げとなり、これらの多くは2020年4月にも関税無税となります。それ以外の品目についても、今後関税無税となっていくものも多く存在していますので、協定上引下げされることとなる対象品目については注意が必要です。

原産地規則に係る申告手続について

日米貿易協定における原産地規則として、完全生産品の定義、積送基準、僅少の非原産材料、実質的変更基準としての関税分類変更規準等の記載があり、これらに沿った内容の申告がされる必要があります。原産地規則における具体的な申告手続方法については、日本への輸入において、輸入時に産品が原産品であることを申告するとされ、また申告の要件については入手可能な方法により公表されるとされています。米国においても、輸入者は通関書類の中で原産性を示す書類を提出することとされていますが、日米において具体的な申告方法について、現段階にて発表がされていない状況となっています。協定の発効が迫っていることを鑑みると、今後の発表について注意が必要となります。

企業に求められる対応

日米の輸入者としては原産地規則による手続きに沿って申告をしていかなければなりません。原産地証明方法としては、従来の原産地証明書を提出する方法は採用されておらず、輸入者による自己申告制度となっています(東京税関主催の日米貿易協定に関する業務説明会による)。

具体的な申告方法については、税関等の発表を待って確認すべきとなりますが、自己申告制度についてはTPPや日欧EPAにて採用されていることから、これらを参考に事前に準備しておくことも考えられます。また、輸入当局による原産資格の検認業務も行われる規定が協定上存在しているため、原産地の根拠資料を保管できる状況を保つ必要があります。企業としては、利益を最大限に享受しながらもリスクを最小限に抑えるために、新たな体制をつくることが求められています。協定上の手続きを実際に踏んでいく手続きを行っていくと、よりいっそう正確なHSコード付番が求められます。関税率の確定及び原産地の認定において、HSコード付番は重要となるため、専門的に扱っている外部へ委託したり、付番システムを導入することも有益です。その他にも、米国向け輸出量が多いため手続量が膨大となることや、検認の対応に労力が必要となる場合、米国向け輸出に特化した部門・配置が必要となる等、新たに対策が必要となっていくことも考えられます。米国向けの輸出を主要な取引としている日本企業であればよりいっそうの今後の対応が求められます。日米貿易協定を利用したより効率的なサプライチェーンの構築に向けて、早期に対策を始めることが望ましいといえます。

(日米貿易協定)税率引き下げ例

日本への輸入

品目	HS	MFN	段階的(即時)引き下げ					原産地規則
			2020年 (1/1~)	2020年 (4/1~)	2021年	2022年	…最終	
牛肉	0201	38.5	26.6	25.8	25.0	24.1	9.0	-
豚肉	020312.023	4.3 ※従価税	1.9	1.7	1.4	1.2	無税	-
		1kgにつき482円 ※重量税	125円	125円	125円	70円	50円	
ホエイ (砂糖を加えたもの)	040410.125	29.8及び 1kgにつき425円	28.6	25.4	22.2	19.0	無税	CC (一部除外あり)
フレッシュチーズ (脂肪分45%以上)	040610.090	29.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	CC (一部除外あり)
グリセリン	290545.000	5.0	無税	無税	無税	無税	無税	CTSH
ペプトン	350400.010	2.9	無税	無税	無税	無税	無税	CTH
ステアリン酸	382311.000	2.5	無税	無税	無税	無税	無税	CTSH

※日米貿易協定は2020年1月1日に発効される見通しである。その後の毎年の引き下げは、2020年も含め、毎年4月1日に行う。

※最終とは、協定上最大関税が引き下げられた年

米国への輸入

品目	HS	MFN	段階的(即時)引き下げ					原産地規則
			2020年 (1/1~)	2021年	2022年	2023年	…最終	
マシニングセンタ	84571000	4.2	1.2	無税	無税	無税	無税	CTH(一部除外あり)
工具	82079075	3.7	0.7	無税	無税	無税	無税	CTSH
旋盤	84581100	4.4	1.4	無税	無税	無税	無税	CTH
鍛造機	84621000	4.4	1.4	無税	無税	無税	無税	CTH
ゴム・プラスチック加工機械	84659200	3.0	無税	無税	無税	無税	無税	CTH
鉄製のねじ	73181900	5.7	2.85	2.85	2.85	2.85	2.85	CTH
エアコン部品	84159080	1.4	無税	無税	無税	無税	無税	CTSH(一部除外あり)
鉄道部品	86071990	2.6	無税	無税	無税	無税	無税	CTSH
3Dプリンタ	84775901	3.1	0.1	無税	無税	無税	無税	CTSH
カラーテレビ	85287248	5.0	2.0	無税	無税	無税	無税	CTSH

※日米貿易協定は2020年1月1日に発効される見通しである。その後の毎年の引き下げは、発効日と同日に行われる。

※最終とは、協定上最大関税が引き下げられた年

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一

パートナー

yoichi.ohira@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20191218

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp